○国土交通省告示第千三十一号

花巻空港の航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　岩手県　岩手県盛岡市内丸十番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　花巻空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　花巻空港内　岩手県花巻市
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年八月六日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	発光ダイオード、航空白と航空緑の閃交光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万七千カンデラ、航空緑実効光度六千八百カンデラ	北緯三十九度二十五分四十七秒、東経百四十一度七分五十五秒

変更前			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃交光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万一千カンデラ、航空緑実効光度三千百カンデラ	北緯三十九度二十五分四十七秒、東経百四十一度七分五十五秒

○国土交通省告示第千三十二号

東京ヘリポートの航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京ヘリポート照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　東京ヘリポート内　東京都江東区
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年八月六日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の北東約三百二十メートルの位置

変更前			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の北東約三百二十メートルの位置